

八代地域行動計画の 基本的枠組み

八代 地域においては、「活き活きふるさと みんなで創ろう八代広域」を合い言葉に、男女共同参画社会、高齢者の福祉、障害者の福祉、子どもの問題、生涯学習等について計画がなされ、活動が進められています。そのような計画や活動の根底には人権の視点が据えられなければなりません。「被差別の立場にある人をはじめ、すべての人々の人権が大切にされるふるさと八代」の実現をめざして、人権教育を総合的・広域的に進めています。

1. 八代地域における推進

(1) 地域における活動と場の充実

- ①人権教育・啓発活動を進めていくために、調整機能の役割を果たす人材として、人権啓発推進員（仮称）を設置し、人材の発掘・育成・活性化を図っていきます。
- ②生涯学習・社会教育施設をはじめとする各種公共施設を人権教育・啓発活動の基盤となるよう充実します。
- ③公民館等の施設を拠点としてグループの育成を進め、地域における人権教育・人権啓発のネットワークづくりを進めます。
- ④人材育成とその活用・活動の場の充実を図るために、各市町村の行政機関が連携して進めます。

(2) 子どもを人権の主体として育む人権教育

- ①保育園（所）・幼稚園・学校並びに家庭や地域における教育全体で取り組む人権教育の一層の推進を図ります。
- ②保育園（所）・幼稚園・学校と家庭・地域の連携を進め、人権尊重に貫かれた地域の教育環境づくりを進めます。
- ③国際化・情報化など社会の変化に対応し、人権の視点に立った総合的な学習を進めます。
- ④保育園（所）・幼稚園・学校等の教職員や保護者の研修の充実と資質の向上に努め、「いじめ・不登校・幼児虐待・体罰」などの人権侵害の解決や豊かな人権教育の推進を図ります。

2. 八代地域における連携の促進

(1) 人権教育・人権啓発にかかる情報の総合的提供

人権にかかる課題は、同和問題・外国人・障害者・高齢者・子ども・女性など多岐にわたっています。これらについての歴史や動向などを伝える情報や資料、解決のための公共・民間の取り組みに関する情報、教育・啓発のための機会や場に関する情報などは各地域に分散して存在しているのが実態です。

複雑化・多様化している人権課題についての情報を総合的に提供することによって、地域住民の学習効果を高めるための連携を図ります。

(2) 「八代地域人権センター（仮称）」の設立

八代地域における人権教育の総合的・広域的な推進、県南の人権教育の促進のために、拠点施設として「八代地域人権センター（仮称）」の設立をめざします。

このセンターは、八代地域をはじめ周辺地域

の多くの人たちが利用できる情報・研修施設としての機能を備え、人権に関する事業の開催、学術誌・書籍・視聴覚教材などの展示・作成、人権相談等に取り組み、人権教育・人権啓発の発信地としての重要な役割を担います。

(3) メディアの積極的な活用の促進

パンフレット・チラシなどの印刷媒体、ビデオやテレビ番組、インターネットなどの視聴覚媒体を体系化し、人権の視点からこれらメディアの検討を進めるとともに積極的活用を図るように努めます。

企業、各種団体・各種機関などとの連携を進め、企業活動などにおける人権擁護の徹底を指導するとともに、学習情報や教材の提供を行うなどの支援を図っていきます。

(4) 人権教育・人権啓発の共同事業の推進

人権教育・人権啓発のより確かな推進を図るために、八代地域の共通の課題として、事業推進に取り組みます。

3. 学習機会の拡大・充実

(1) 地域住民の人権意識・学習ニーズの把握

地域住民の生活様式・意識の多様性と呼応するように、人権意識や人権の課題に対する学習ニーズも多様であり、それらは、絶えず変化していると考えられます。

多様な地域住民各層の人権意識と学習ニーズを的確に把握して、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を見いだし、教育・啓発の実践の場に生かされるように努めます。

(2) 多様な学習手段の開発

「人権教育のための国連10年」行動計画では、学校や職業・専門教育など公的学習 (formal learning) の場および社会の諸機関、家庭およびマスメディア等の非公的学習 (non-formal learning) の場においても、すべての社会階層の男女が平等に参加できることを求めて、教育プログラムの開発・提供を求めています。

多様な人権課題および地域住民の学習ニーズに応え、親しみやすい人権教育・人権啓発を展開し、効果をより一層高めるため、学習・啓発のための多様な方法、プログラム、教材の開発と提供を促進します。

(3) すべての人に開かれた

学習機会の充実

社会的に不利な立場にある人々は、人権侵害を受けやすいだけではなく、その結果として、障害や文字・言語の壁のために人権学習の場や機会においても不利益を受けやすい立場にあります。それらの人々の学習機会およびその情報、教材などの学習手段、学習施設における物理的配慮や人的支援などについて、すべての人が参加でき、学ぶことができるよう努めます。

4. 主体的に取り組む 人権教育の促進

(1) 生活に根ざした人権課題の重視

「人権教育のための国連10年」行動計画においては、「人権文化」を、「人権を抽象的な規範の表現としてではなく、自らの社会的、経済的、文化的及び政治的な状況という現実の問題として捉える」としています。人権文化を築くためには、一人ひとりが自らの生活の中にある人権課題を発見し、その解決のために日々のくらしそのものを学習機会としてとらえて、人権文化を築く主体として学習に取り組むことが求められています。

各市町村の「生涯学習計画」推進にあたっては、人権意識の高揚を図ることを中心的な課題として、地域住民のだれもが、いつでも、どこでも、必要に応じて、自主的な学習をすすめられるように総合的に支援します。

各市町村においては、教育・啓発の素材を地域や生活の身近なところに求め、くらしに根づいた学習内容として提供します。また、地域のさまざまな人権課題を掘り起こし、その解決を地域住民一人ひとりのものとなるよう努めます。

以上のことを踏まえて、八代地域における人権教育・人権啓発の取り組みを交流し合い、より一層の推進に努めます。

(2) 参加・体験・共同型学習の推進

地域住民が主体的・自主的に学習を進めためには、指導者や専門家から得た知識の獲得に止まらず、その活用を積極的に行い、学習者一人ひとりの考えや体験を交流することで新しい課題を発見し、学び合うことが大切です。

そこで、地域住民の創意を活かした、企画段階からの参画、フィールドワークやワークショップなど、実践的な学習方法の展開などを通じた新しい人権学習の推進に努めます。